

～ 補 足 編 ～

(詳しい説明資料)

利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）は、子ども・子育て支援法で「家計に与える影響を考慮して（特定）保育所における保育にかかる保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。」（同法附則第4条）と定められており、国が徴収できる上限額①を決め、自治体はその上限額の範囲内で利用者負担額（保育料）②を決定することとなっています。

そのため、国が定める上限額と自治体が定める額の差額（①－②）は自治体が負担③し、保護者の皆さまの負担を軽減しています。

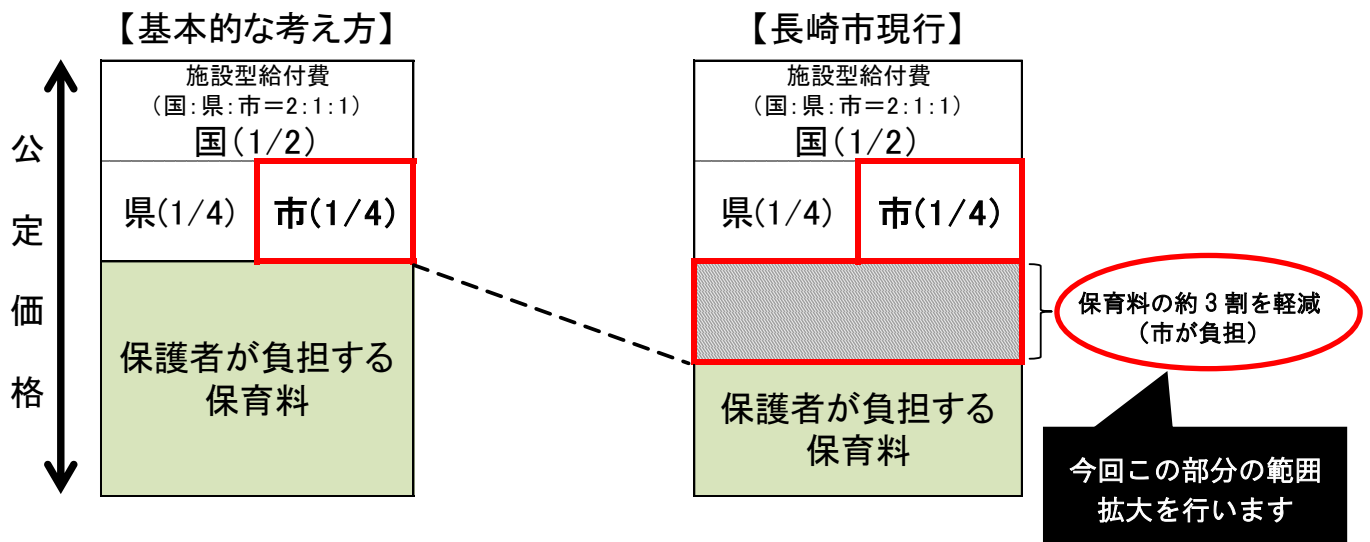
《参考》

自治体がどのくらいの割合で負担を行い、保護者の皆さまの負担軽減が行われているかを示す「**軽減率**」という指標があり、数式としては次のとおり表されます。

$$\left(\text{①の総額【国の徴収基準に基づく保育料総額】} - \text{②の総額【市の調定額総額】} \right) \div \text{①の総額【国の徴収基準に基づく保育料総額】} \times 100 = \text{軽減率}$$

長崎市の平成27年度軽減率は、**約3割**となっており、その分を長崎市が負担し、保護者の皆さまの利用者負担額（保育料）の軽減に努めています。

《2・3号認定子どもを対象とした財源負担のイメージ図》



●基本的な考え方

- ・保育料については、国において上限額が定められています。
- ・公定価格のうち、保育料を除いた部分を国1/2、県1/4、市1/4で負担します。

●長崎市の保育料

- ・長崎市は国の基準を下回る額で保育料を設定しています。
- ・差額の部分は、国・県の補助が得られないため、長崎市が負担しています。
(斜線の「保育料減額(市が負担)」の部分)

長崎市の利用者負担額（保育料）について

前述の説明を基に、平成 29 年 9 月分からの長崎市の利用者負担額（保育料）と負担軽減条件は次のとおりとなります。

なお、【表 1】とひとり親世帯等^{※1}【表 2】で設定額や条件が異なりますので、該当する表を確認してください。

1 利用者負担額（保育料）と負担軽減条件

【表 1】

平成 29 年 9 月 1 日時点

1号認定	2・3号認定	区 分	1号認定 教育利用 (3歳以上)	2号認定 保育利用(3歳以上)		3号認定 保育利用(3歳未満)	
				保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
A	A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円
B	B	市民税非課税世帯	3,000円	5,000円	4,500円	7,000円	6,300円
	C	非課税		14,000円	12,600円	16,000円	14,400円
			48,600円未満	11,300円			
D1	D1	市民税 所得割 課税額	57,700円未満	14,100円	21,000円	18,900円	24,000円
D1	D1		77,101円未満	14,100円	21,000円	18,900円	24,000円
D1	D1		97,000円未満	14,100円	21,000円	18,900円	24,000円
D2	D2		169,000円未満	18,600円	25,000円	22,500円	37,000円
D3	D3		301,000円未満	19,500円	27,000円	24,300円	47,000円
D4	D4		397,000円未満	24,300円	30,000円	27,000円	51,000円
D5	D5		397,000円以上	24,800円	33,000円	29,700円	58,000円

※網掛けの範囲が多子世帯の第1子としてカウントする対象者の年齢制限がない部分です。

【利用者負担軽減条件】

平成 29 年 9 月 1 日時点

- ①市民税非課税世帯（第B階層）において、第2子以降は0円とします。
- ②1号認定子どもにおいて、幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とします。
- ③2・3号認定子どもにおいて、小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とします。
- ④上記②と③において、多子世帯で【表1】の網掛けの範囲にある場合は、第1子としてカウントする対象者の年齢制限を撤廃します。（※今回、長崎市独自で太枠部分を拡大します。）

※1 ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯及び世帯に障害者（児）がいる場合を指します。

2 ひとり親世帯等における利用者負担額（保育料）上限額と負担軽減条件

【表2】

平成29年9月1日時点

1号認定	2・3号認定	区 分		1号認定 教育利用 (3歳以上)	2号認定 保育利用(3歳以上)		3号認定 保育利用(3歳未満)	
					保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
A	A	生活保護世帯		0円	0円	0円	0円	0円
B	B	市民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円	0円
	C	市民 税 所得 割 課 税 額	非課税		6,000円	5,400円	7,500円	6,700円
48,600円未満			3,000円					
D1	D1	市民 税 所得 割 課 税 額	77,101円未満	3,000円	6,000円	5,400円	9,000円	8,100円
D1	D1	市民 税 所得 割 課 税 額	97,000円未満	14,100円	21,000円	18,900円	24,000円	21,600円
D2	D2	市民 税 所得 割 課 税 額	169,000円未満	18,600円	25,000円	22,500円	37,000円	33,300円
D3	D3		301,000円未満	19,500円	27,000円	24,300円	47,000円	42,300円
D4	D4		397,000円未満	24,300円	30,000円	27,000円	51,000円	45,900円
D5	D5		397,000円以上	24,800円	33,000円	29,700円	58,000円	52,200円

※網掛けの範囲が多子世帯の第1子としてカウントする対象者の年齢制限がない部分です。

【利用者負担軽減条件】

平成29年9月1日時点

- ① 1号認定子どもにおいて、幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とします。
- ② 2・3号認定子どもにおいて、小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とします。
- ③ 上記①と②において、多子世帯で【表2】の網掛けの範囲にある場合は、第1子としてカウントする対象者の年齢制限を撤廃します。（※今回、長崎市独自で太枠部分を拡大します。）
- ④ 市民税所得割課税額 77,101円未満の世帯については、2人目以降を0円とします。

保育料の国と市の比較及び市の追加負担軽減策

【1号認定における比較】

1号認定子ども：幼稚園もしくは認定こども園（教育利用）を利用する3歳以上の児童

市階層	区分	1号認定		ひとり親世帯等			
		国上限額	市保育料	市階層	区分	国上限額	市保育料
A	生活保護世帯	0円	0円	A	生活保護世帯	0円	0円
B	市民税非課税世帯	3,000円 (第2子以降は0円)	3,000円 (第2子以降は0円)	B	市民税非課税世帯	0円	0円
	非課税						
C	48,600円未満	14,100円	11,300円	C	48,600円未満	3,000円	3,000円
D1	57,700円未満	14,100円	14,100円	D1	57,700円未満	3,000円	3,000円
D1	77,101円未満	14,100円	14,100円	D1	77,101円未満	3,000円	3,000円
D1	所得 97,000円未満	20,500円	14,100円	D1	所得 97,000円未満	20,500円	14,100円
D2	割 169,000円未満	20,500円	18,600円	D2	割 169,000円未満	20,500円	18,600円
D3	課 211,200円以下	20,500円	19,500円	D3	課 211,200円以下	20,500円	19,500円
D3	税 301,000円未満	25,700円	19,500円	D3	税 301,000円未満	25,700円	19,500円
D4	額 397,000円未満	25,700円	24,300円	D4	額 397,000円未満	25,700円	24,300円
D5	397,000円以上	25,700円	24,800円	D5	397,000円以上	25,700円	24,800円

※網掛けの範囲が多子世帯の第1子としてカウントする対象者の年齢制限がない部分です。

※ひとり親世帯等については、市民税所得割課税額77,101円未満の世帯において、2人目以降を0円とします。

市民税所得割額77,101円未満の世帯は「国の基準」によって、また、77,101円以上97,000円未満の世帯（太枠囲み部分）は、平成29年9月分から「長崎市独自の取り組み」として、同一世帯の最年長の子どもから数えて、2人目は半額、3人目以降は0円とします。

【2号認定における比較】

2号認定子ども：保育所（園）もしくは認定こども園（保育利用）を利用する3歳以上の児童

市階層	区 分	保育標準時間		保育短時間	
		国上限額	市保育料	国上限額	市保育料
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B	市民税非課税世帯	6,000円	5,000円	6,000円	4,500円
※B階層は第2子以降0円					
C	非課税	16,500円	14,000円	16,300円	12,600円
	48,600円未満		14,000円		12,600円
D1	57,700円未満	27,000円	21,000円	26,600円	18,900円
D1	77,101円未満	27,000円	21,000円	26,600円	18,900円
D1	97,000円未満	27,000円	21,000円	26,600円	18,900円
D2	169,000円未満	41,500円	25,000円	40,900円	22,500円
D3	211,200円以下	58,000円	27,000円	57,100円	24,300円
D3	301,000円未満	58,000円	27,000円	57,100円	24,300円
D4	397,000円未満	77,000円	30,000円	75,800円	27,000円
D5	397,000円以上	101,000円	33,000円	99,400円	29,700円

ひとり親世帯等

市階層	区 分	保育標準時間		保育短時間	
		国上限額	市保育料	国上限額	市保育料
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
C	非課税	6,000円	6,000円	6,000円	5,400円
	48,600円未満		6,000円		5,400円
D1	57,700円未満	6,000円	6,000円	6,000円	5,400円
D1	77,101円未満	6,000円	6,000円	6,000円	5,400円
D1	97,000円未満	27,000円	21,000円	26,600円	18,900円
D2	169,000円未満	41,500円	25,000円	40,900円	22,500円
D3	211,200円以下	58,000円	27,000円	57,100円	24,300円
D3	301,000円未満	58,000円	27,000円	57,100円	24,300円
D4	397,000円未満	77,000円	30,000円	75,800円	27,000円
D5	397,000円以上	101,000円	33,000円	99,400円	29,700円

※網掛けの範囲が多子世帯の第1子としてカウントする対象者の年齢制限がない部分です。

※ひとり親世帯等については、市民税所得割課税額77,101円未満の世帯において、2人目以降を0円とします。

市民税所得割額57,700円未満の世帯は「国の基準」によって、また、57,700円以上97,000円未満の世帯（太枠囲み部分）は、平成29年9月分から「長崎市独自の取り組み」として、同一世帯の最年長の子どもから数えて、2人目は半額、3人目以降は0円とします。

【3号認定における比較】

3号認定子ども：保育所（園）もしくは認定こども園（保育利用）を利用する3歳未満の児童

市階層	区 分	保育標準時間		保育短時間	
		国上限額	市保育料	国上限額	市保育料
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B	市民税非課税世帯	9,000円	7,000円	9,000円	6,300円
※B階層は第2子以降0円					
C	非課税	19,500円	16,000円	19,300円	14,400円
	48,600円未満		16,000円		14,400円
D1	57,700円未満	30,000円	24,000円	26,600円	21,600円
D1	77,101円未満	30,000円	24,000円	29,600円	21,600円
D1	97,000円未満	30,000円	24,000円	29,600円	21,600円
D2	169,000円未満	44,500円	37,000円	43,900円	33,300円
D3	211,200円以下	61,000円	47,000円	60,100円	42,300円
D3	301,000円未満	61,000円	47,000円	60,100円	42,300円
D4	397,000円未満	80,000円	51,000円	78,800円	45,900円
D5	397,000円以上	104,000円	58,000円	102,400円	52,200円

ひとり親世帯等

市階層	区 分	保育標準時間		保育短時間	
		国上限額	市保育料	国上限額	市保育料
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
C	非課税	9,000円	7,500円	9,000円	6,700円
	48,600円未満		7,500円		6,700円
D1	57,700円未満	9,000円	9,000円	9,000円	8,100円
D1	77,101円未満	9,000円	9,000円	9,000円	8,100円
D1	97,000円未満	30,000円	24,000円	29,600円	21,600円
D2	169,000円未満	44,500円	37,000円	43,900円	33,300円
D3	211,200円以下	61,000円	47,000円	60,100円	42,300円
D3	301,000円未満	61,000円	47,000円	60,100円	42,300円
D4	397,000円未満	80,000円	51,000円	78,800円	45,900円
D5	397,000円以上	104,000円	58,000円	102,400円	52,200円

※網掛けの範囲が多子世帯の第1子としてカウントする対象者の年齢制限がない部分です。

※ひとり親世帯等については、市民税所得割課税額77,101円未満の世帯において、2人目以降を0円とします。

市民税所得割額57,700円未満の世帯は「国の基準」によって、また、57,700円以上97,000円未満の世帯（太枠囲み部分）は、平成29年9月分から「長崎市独自の取り組み」として、同一世帯の最年長の子どもから数えて、2人目は半額、3人目以降は0円とします。

市の負担軽減策拡大におけるモデルケース

想定：市民税所得割額 77,101 円以上 97,000 円未満の世帯

《保育料変更ケース 1》 父・母・子 2 人(小学校 4 年生と年長)の場合

①幼稚園・認定こども園等に通う子ども【1号認定子ども】の場合

年齢	学年	保育料カウント	年齢	学年	保育料カウント
9 歳	小学校 4 年生	×	9 歳	小学校 4 年生	1 人目
5 歳	幼稚園年長	1 人目	5 歳	幼稚園年長	2 人目

⇒保育料は 1 人目により基準額の全額

⇒保育料は **2 人目により基準額の半額**

②保育所・保育園・認定こども園等に通う子ども【2・3号認定子ども】の場合

年齢	学年	保育料カウント	年齢	学年	保育料カウント
9 歳	小学校 4 年生	×	9 歳	小学校 4 年生	1 人目
5 歳	保育所年長	1 人目	5 歳	保育所年長	2 人目

⇒保育料は 1 人目により基準額の全額

⇒保育料は **2 人目により基準額の半額**

平成 29 年 9 月分からの保育料は、①と②どちらも基準額の**半額**となります。

《保育料変更ケース 2》 父・母・子 3 人(中学校 1 年生と小学校 4 年生と年長)の場合

①幼稚園・認定こども園等に通う子ども【1号認定子ども】の場合

年齢	学年	保育料カウント	年齢	学年	保育料カウント
12 歳	中学校 1 年生	×	12 歳	中学校 1 年生	1 人目
9 歳	小学校 4 年生	×	9 歳	小学校 4 年生	2 人目
5 歳	幼稚園年長	1 人目	5 歳	幼稚園年長	3 人目

⇒保育料は 1 人目により基準額の全額

⇒保育料は **3 人目により無料**

②保育所・保育園・認定こども園等に通う子ども【2・3号認定子ども】の場合

年齢	学年	保育料カウント	年齢	学年	保育料カウント
12 歳	中学校 1 年生	×	12 歳	中学校 1 年生	1 人目
9 歳	小学校 4 年生	×	9 歳	小学校 4 年生	2 人目
5 歳	保育所年長	1 人目	5 歳	保育所年長	3 人目

⇒保育料は、1 人目により基準額の全額

⇒保育料は **3 人目により無料**

平成 29 年 9 月分からの保育料は、①と②どちらも**無料**となります。

想定：市民税所得割額 77,101 円以上 97,000 円未満の世帯

＜保育料が変更しないケース 1＞ 父・母・子 2 人(年長と年少)の場合

①幼稚園・認定こども園等に通う子ども【1号認定子ども】の場合

年齢	学年	保育料カウント
5歳	幼稚園年長	1人目
3歳	幼稚園年少	2人目

⇒保育料は1人目基準額、2人目基準額の半額



年齢	学年	保育料カウント
5歳	幼稚園年長	1人目
3歳	幼稚園年少	2人目

⇒保育料は1人目基準額、2人目基準額の半額

②保育所・保育園・認定こども園等に通う子ども【2・3号認定子ども】の場合

年齢	学年	保育料カウント
5歳	保育所年長	1人目
3歳	保育所年少	2人目

⇒保育料は1人目基準額、2人目基準額の半額



年齢	学年	保育料カウント
5歳	保育所年長	1人目
3歳	保育所年少	2人目

⇒保育料は1人目基準額、2人目基準額の半額

平成 29 年 9 月分からの保育料は、①と②どちらも変更はありません。

・このほか、市民税所得割額 97,000 円以上の世帯については、保育料の変更はありません。

対象と対象外の考え方

対象と対象外との考え方については、次のとおり整理しています。

【対象施設】

子ども・子育て支援新制度の枠組みに入っている保育施設等の利用者

保育所（園）	認定こども園	（新制度に移行した）幼稚園	小規模保育施設等
--------	--------	---------------	----------

上記施設を利用するためには、住民票がある自治体で支給認定を受ける必要があります。

⇒今回は長崎市の負担軽減策拡大であることから、

長崎市で支給認定を受けた児童が対象となります。

【対象外施設】

子ども・子育て支援新制度の枠組みに入っていない教育施設等の利用者

（新制度に移行していない）幼稚園 ⇒次のページに別の負担軽減措置を記載しています	認可外保育所
---	--------

なお、対象施設との直接契約となる「一時預かり事業」については、長崎市で支給認定を行いませんので、対象外となります。

対象外における別の負担軽減措置

今回対象となっていない児童のうち、一部の児童において、負担軽減措置がありますので、参考に記載いたします。

項目	詳細内容
1 事業名	私立幼稚園就園奨励事業
2 対象者	長崎市に住所がある世帯で、 <u>子ども・子育て支援新制度の枠組みに入っていない私立幼稚園に在園している3歳児、4歳児、5歳児</u> (年度途中で満3歳になる幼児は、満3歳になってから対象になります)
3 補助対象経費	入園料及び保育料の合計額
4 昨年からの変更点	<p>①保護者負担軽減措置の拡充 →第2区分の第2子及び第3区分の世帯まで拡充します。</p> <p>②ひとり親世帯等の保護者負担軽減の拡充 →第3区分の第1子の補助限度額を引き上げます。</p> <p>③多子計算にかかる最年長者年齢制限撤廃範囲の拡大【長崎市独自策】 →第4区分のうち市民税の所得割額が97,000円未満の世帯まで年齢制限を設けず年長者から数えます。</p>

【国庫補助による補助限度額一覧表】

区分	減免される世帯	補助限度額(年額)		
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護法による保護を受けている世帯	308,000円	308,000円	308,000円
2	平成29年度市民税が均等割・所得割とも非課税となる世帯及び平成29年度市民税の所得割が非課税となる世帯	272,000円	<u>308,000円</u>	
3	平成29年度市民税の所得割額が77,100円以下の世帯	<u>139,200円</u>	<u>223,000円</u>	
4	平成29年度市民税の所得割額が77,100円を超え、211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	
5	平成29年度市民税の所得割額が211,200円を超える世帯	補助なし	154,000円	

注1) 世帯の中で2人以上に所得があるときは、合計の市民税所得割額で算定します。

注2) 市民税住宅借入金等特別税額控除等を受けられている方は、その控除前の市民税所得割額で算定します。

注3) 支払われた保育料・入園料の合計額が補助限度額より少ないときは、支払われた額が減免額となります。

注4) 年度途中に入園・退園の場合の補助額は、次の算定となります。

入園料あり…上記の補助限度額(年額) × (保育料の支払い月数+3) ÷ 15 (百円未満を四捨五入)

入園料なし…上記の補助限度額(年額) × 保育料の支払い月数 ÷ 12 (百円未満を四捨五入)

なお、前表の第2区分又は第3区分で、次の要件に該当する方は、下表の補助限度額が適用されます。

- (1) ひとり親世帯
- (2) 次のアからオまでのいずれかの在宅障害児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当の支給対象児
 - オ 障害基礎年金の受給者その他相当と認めたる者
- (3) 生活保護法に定める要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯（申請があった場合）

区分	減免される世帯	補助限度額(年額)		
		第1子	第2子	第3子以降
2	平成29年度市民税が均等割・所得割とも非課税となる世帯及び平成29年度市民税の所得割が非課税となる世帯	308,000円	308,000円	308,000円
3	平成29年度市民税の所得割額が77,100円以下の世帯	<u>272,000円</u>		

※詳しくは、長崎市こども部幼児課管理係（TEL：095-829-1142）にお尋ねください。